

昭和四十一年政令第二百六十二号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令

内閣は、雇用対策法（昭和四十一年法律第三百二十二号）第十三条及び第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（職業転換給付金の支給）

第一条 職業転換給付金の支給は、次の区分に従い、国及び都道府県が行うものとする。

一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号。以下「法」という。）第十八条第一号、第三号及び第四号に掲げる給付金並びに次条の給付金 国

二 法第十八条第二号及び第五号に掲げる給付金であつて、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）第二条に規定する駐留軍関係離職者及び沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十条第一項の規定による沖繩失業者求職手帳の発給を受けた者に係るもの 国

三 法第十八条第二号及び第五号に掲げる給付金であつて、前号に規定する者以外の者に係るもの 都道府県

第二条 法第十八条第六号の政令で定める給付金は、次のとおりとする。

一 求職者が公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は求職者が事業を開始することに要する費用に充てるための給付金

二 事業主が公共職業安定所の紹介により高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者を雇入れることを促進するための給付金

（国の負担）

第三条 法第二十条の規定による国の負担は、厚生労働大臣が定める算定基準に従い、法第十八条第二号及び第五号に掲げる給付金に要する費用の二分の一について行う。

（大量の雇用変動の通知）

第四条 法第二十七条第二項の規定による通知は、同条第一項に規定する大量雇用変動がある日（当該大量雇用変動に係る離職の全部が同一の日に生じない場合にあつては、当該大量雇用変動に係る最後の離職が生じる日）の少なくとも一月前に、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

（外国人雇用状況の通知）

第五条 法第二十八条第三項の規定による通知は、新たに外国人を雇入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（昭和六十年年度の特例）

第二条 第三条の規定の昭和六十年年度における適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「十分の六」とする。

（昭和六十一年度から昭和六十三年度までの特例）

第三条 第三条の規定の昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における適用については、同条中「三分の二」とあるのは、「二分の一」とする。

附 則 （昭和四十二年一月二日政令第四号）

この政令は、昭和四十二年一月二十一日から施行する。

附 則 （昭和四十二年五月三〇日政令第八六号）

この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附 則 （昭和四十二年四月三〇日政令第一一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十二年四月一日政令第七〇号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条第四号の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則 （昭和四十八年四月二日政令第六八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四十八年一月一日政令第二八九号） 抄

この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （昭和四十九年六月二九日政令第二四九号）

この政令は、特定繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第五十八号）の施行の日（昭和四十九年六月三十日）から施行する。

附 則 （昭和五〇年三月一〇日政令第二六号）

この政令は、雇用保険法の施行の日（昭和五十年四月一日）から施行する。

附 則 （昭和五十四年六月八日政令第一七五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十六年五月二二日政令第一八〇号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（昭和五十六年六月八日）から施行する。

（労働省令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この政令の施行に必要なる経過措置は、労働省令で定める。

附 則 （昭和六〇年五月一八日政令第一三二号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令による改正後の緊急失業対策法施行令附則第二項及び雇用対策法施行令附則第二条の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の予算に係る国の負担又は補助について適用する。

附 則 （昭和六一年五月八日政令第一五三号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令による改正後の緊急失業対策法施行令附則第三項及び雇用対策法施行令附則第三条の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の予算に係る国の負担又は補助について適用する。

附 則 （平成元年四月一〇日政令第一〇七号）

この政令は、公布の日から施行する。

この政令による改正後の緊急失業対策法施行令第一条及び雇用対策法施行令第三条の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用する。

附 則 （平成元年六月二八日政令第一八八号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年四月一日政令第一〇二号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年六月七日政令第三〇九号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年六月七日政令第三〇九号） 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年六月七日政令第三〇九号） 抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則 （平成十三年九月二七日政令第三一七号） 抄

(施行期日)  
 第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月六日政令第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

(雇用対策法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 整備法附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる旧炭鉱労働者法第十六条第一項の規定による雇用対策法(昭和四十一年法律第三百二十二号)第十八条第二号及び第五号に掲げる給付金の支給については、第十条の規定による改正前の雇用対策法施行令第一条第二号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とあるのは、「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とする。

附 則 (平成一四年三月三一日政令第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年八月三日政令第二四五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月四日)から施行する。ただし、第一条及び次条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

(外国人雇用状況の通知に関する経過措置)

第二条 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定による通知は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

附 則 (平成二四年九月一四日政令第二二七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年九月十五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令附則の改正規定、第二条中補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第一条の改正規定(「同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。」を削る部分に限る。)、第三条から第五条まで及び第七条の規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十五年四月一日

附 則 (平成三〇年七月六日政令第二〇〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日政令第一六七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。